

高松市公共施設有効活用・再配置等方針

高松市

平成27年10月

目次

はじめに	1
第1章 公共施設有効活用・再配置等の推進	
1 再配置等の対象とする公共・公用施設	2
2 再配置等の必要性	3
(1) 公共施設機能の重複解消	3
(2) 公共施設の老朽化	3
(3) 厳しい財政状況への対応	4
(4) 市民ニーズへの対応	5
(5) 関連する施策との調整	5
(6) 公共施設再編整備計画について	6
第2章 有効活用・再配置等の推進方法	
1 情報の一元管理	11
2 施設評価の実施	11
(1) 一次評価	11
(2) 二次評価	14
(3) 総合評価	14
3 施設機能再編整備の手順	14
(1) 施設再編を行う地域（エリア）区分	14
(2) 地域（エリア）区分を考慮した再編整備計画の検討	15
(3) 地域（エリア）ごとの再編整備イメージ	15
(4) 多機能化・複合化の検討	16
第3章 施設分類ごとの有効活用・再配置等方針	
(1) 全施設	18
(2) 庁舎等施設	19
(3) 集会施設	20
(4) 文化施設	21
(5) スポーツ施設	22
(6) 医療保健福祉施設	23
(7) 保養観光施設	24
(8) 産業振興施設	25
(9) 市営住宅等施設	26
(10) 消防施設	27

(11) 児童・福祉施設	28
(12) 学校・教育施設	29
(13) 公園施設	30
(14) 環境衛生施設	31
(15) その他施設	32

はじめに

この方針は、平成24年9月に策定した、「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」（平成26年4月一部改正、以下「基本方針」という。）に基づき、本市の公共施設の統廃合、複合化、再配置等に関する基本的な考え方を定め、公共施設の総量、配置等の適正化の推進を図ることを目的とするものです。

今後は、この方針に基づき、公共施設再編整備計画を策定し、ファシリティマネジメントの取組効果の早期発現を目指すものです。

第1章 公共施設有効活用・再配置等の推進

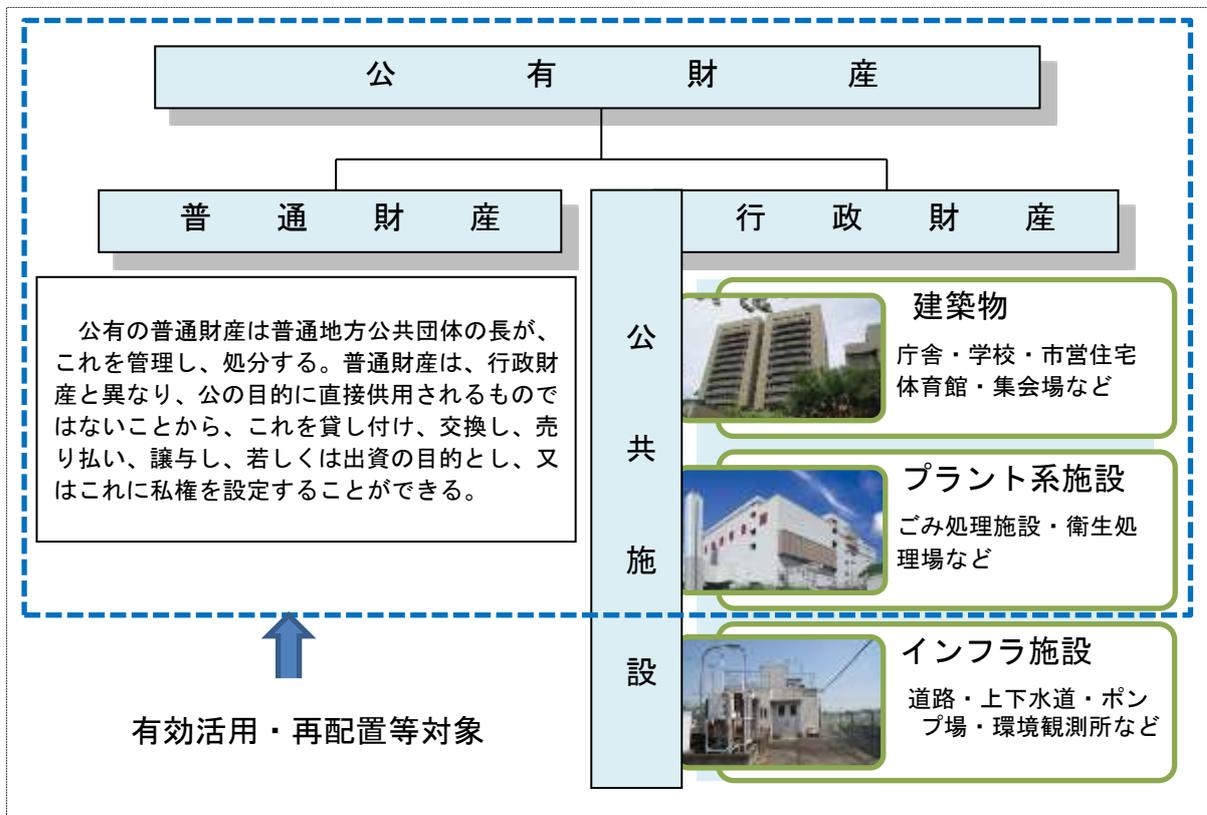
1 再配置等の対象とする公共・公用施設

本方針は、市有の一般建築物（いわゆるハコモノ施設）を対象としています。

本市が保有する動産、不動産などの公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類されます。行政財産は、市役所、学校、市営住宅、体育館、集会所、公園、道路、上下水道など直接に公の目的に供用されている財産であるため、一般的に公共施設と呼ばれ、原則として、これを貸付、交換、売り払い、譲与、出資の目的とすること、又はこれに私権を設定することなどはできないとされています。普通財産は、行政財産以外の一切の公有財産とされ、行政目的に使用されているものではありませんが、貸付、交換、売り払い、譲与、出資の目的とした有効活用が可能であることから、この方針の対象施設とします。

また、基本方針では対象外とされている、5年以内の廃止が決定している施設や木造・プレハブ造の施設のうち、今後の方向性が決定していないものは、この方針の対象とし、一方、土木・インフラ系施設（道路、橋梁、上下水道、ポンプ場など）や、公衆便所、小規模の環境施設（観測所）等、再編整備に馴染まない施設は、対象から除外します。

図表1-1 公有財産の分類と有効活用再配置等の対象



2 再配置等の必要性

(1) 公共施設機能の重複解消

本市では、平成17、18年の市町合併により、多くの公共施設を保有することとなりました。これらは、それぞれの地域（エリア）（旧市町）で市民ニーズや地域の実情に基づき設置されてきたものです。そのため、現在の市域全体で見ると、同じ目的の施設が重複して設置されていることが分かります。

施設を長期間保有するためには、当初の建築費等（イニシャルコスト）の数倍のランニングコスト（維持管理・運営経費）が必要となります。また、老朽化に伴い発生する、修繕や更新に係る経費も、大きな財政負担を伴うものとなってきます。

このままの状態では、年々増加する維持管理経費のほとんどが、市民の皆さまの負担（税金）となり重くのしかかってくるばかりか、財政状況の悪化により、必要な行政サービスの提供にも影響を及ぼすことが懸念されます。

これまで以上に、安全で質の高い公共サービスを提供するためには、将来の人口規模、財政状況・社会構造の変化などを見据えた公共施設の有効活用・再配置について検討し、全体の保有総量の削減に努める必要があります。

なお、基本方針では、将来保有できる施設の総量を、次のとおり試算しています。

(パターン1)

今後50年間、定率で削減していく場合、施設保有総量の44.5%の削減が必要

(パターン2)

ファシリティマネジメント導入後15年間で削減する場合、31.6%の削減が必要

(2) 公共施設の老朽化

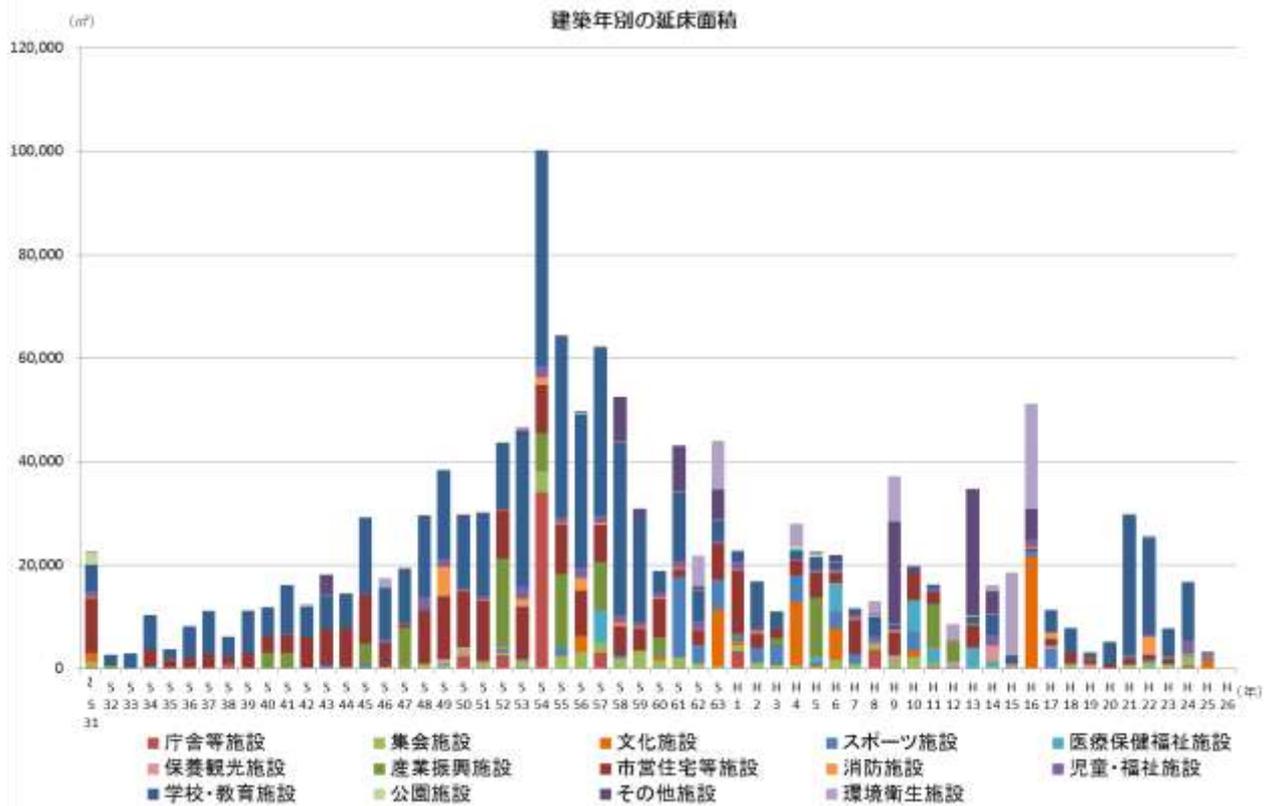
再配置等対象施設 図表1-4に各施設分類ごとの平均築年数を記載していますが、市全体の平均築年数を見ても29.4年となっており、老朽化が進んでいることが分かります。施設にも寿命（耐用年数）があり、いずれは使用できなくなり、建て替えが必要な時期が訪れます。本市の大半の施設は、高度経済成長期からバブル期にかけて整備されてきましたので、今後、大量の一斉更新が必要な時期を迎えることとなり、本市の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

そのため、施設機能の重複解消や、規模や配置の見直し、あまり利用されていない施設を有効に活用することで、余剰となる施設や老朽化した施設、利用が見込めない施設等は廃止等を検討し、公共施設に係る経費の削減を行うこと

が重要です。

また、「高松市公共施設長寿命化指針」に基づき、重要施設等は長寿命化対策を実施することにより、施設を長期間大切に使用することで、インシヤルコストの発生の抑制を図ることができます。さらに、施設ごとのライフサイクルコストの把握を元に、計画的な維持管理や修繕を行うことで、経費の削減や年度ごとの平準化を行う必要があります。

図表 1-2 公共施設の分類別整備年度

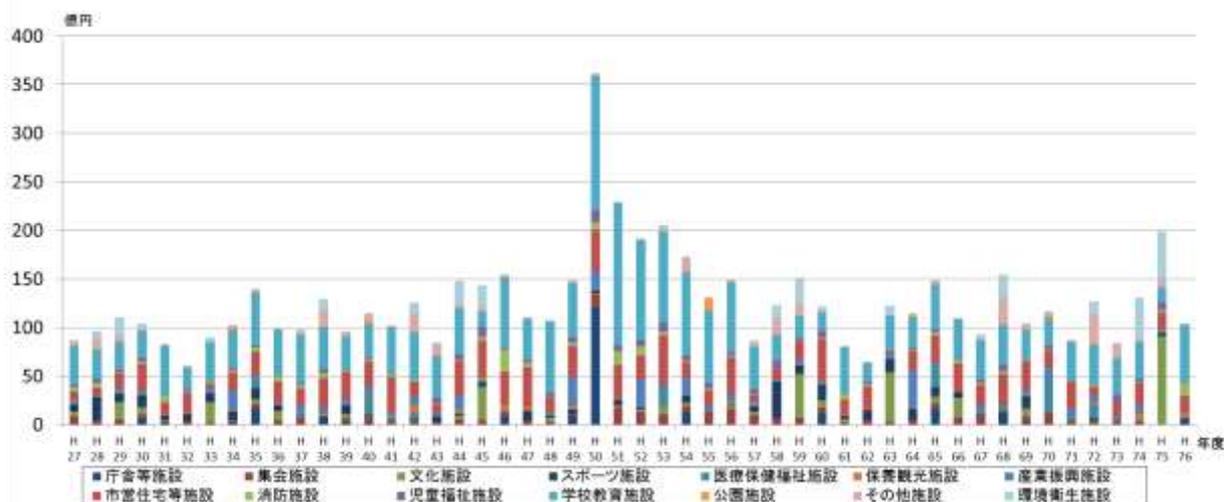


(3) 厳しい財政状況への対応

今後50年間の公共施設（インフラ施設等を除く）に係る投資可能額は、年間79億円と試算しています（維持管理経費は除いています）。一方で、将来費用推計結果では、将来50年間の更新費用の年度あたり平均額は125.9億円となっており、大幅な財源不足となることが予測されます。

そのため、施設の長寿命化や保有総量削減に向けた取組の推進が必要です。

図表 1－3 公共施設の分類別将来コスト試算



	合計[億円]	年度平均[億円]
将来 10 年間	969.3	96.93
将来 20 年間	2,166.3	108.31
将来 50 年間	6,298.5	125.97

(4) 市民ニーズへの対応

ファシリティマネジメントの推進に当たっては、基本方針にも定められるとおり、住民との合意形成に配慮をしながら実施していく必要があります。公共施設と市民との関係では、施設を利用している人と、施設を利用せず税負担のみ行っている人に分かれます。

そのため、市民ニーズの把握に当たっては、施設利用者だけでなく、施設を利用していない人の意見も聞いたうえで、対応を検討する必要があります。その場合、市民間でも意識に差が生じることが考えられますが、学識経験者等の意見を参考に、個別具体的な施設の方向性を決定する、公共施設再編整備計画の策定に当たって、市民ニーズの活用を検討することとしています。

(5) 関連する施策等との調整

本市が保有する施設については、本方針に基づいて策定される、公共施設再編整備計画において、継続使用、複合化、再配置、廃止、売却などの方向性を決定することとしていますが、その際には、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画、立地適正化計画等、関連する計画との調整を図り、本市のまちづくりの方向性と整合させる必要があります。

また、既に策定されている、施設整備計画を始め、個別施設の長寿命化や再配置等に関する計画は、再編の考え方に関わらず、原則として尊重して実施することとしますが、個別計画の修正等に当たっては、本方針との整合を図るものとします。

(6) 公共施設再編整備計画について

本方針に基づき、個別具体的な施設の方向性を決定する、公共施設再編整備計画を策定することとなります。この計画は、次の項目に留意して策定を行います。

○計画策定は、施設分類ごとに行うこととします。同じ分類の施設であっても、特別な事情により、同じ時期に策定作業ができない場合は、別に策定するものとします。

○計画は、施設分類ごと（又は施設ごと）に策定し、必要に応じて修正・変更等を行います。最終的には1つの計画として、ファシリティマネジメントの推進を図ります。

○大規模施設や対応が急がれる施設から、計画策定を進めます。

○計画には、施設の今後の方向性（継続使用、複合化、廃止、売却、用途転用など）、目標使用年数等を記載します。

○廃止、売却等が決定している施設は、目標使用年数にとらわれず、できるだけ早期の実施を検討します。

○施設の劣化状況等は、施設ごとに定期的な把握に努めます。

○市民（施設利用者等）及び行政側の施設に対するニーズを、定期的に確認します。

○計画を変更しなければならない事情が発生した場合は、施設所管部署だけで対応するのではなく、ファシリティマネジメント推進部門に連絡し、全庁的な協議を経て対応を検討することとします。

○計画の進捗状況について、全庁的に情報を共有するとともに、必要に応じて市民等への公表を行います。

図表 1 - 4 施設分類ごとの再配置等対象施設

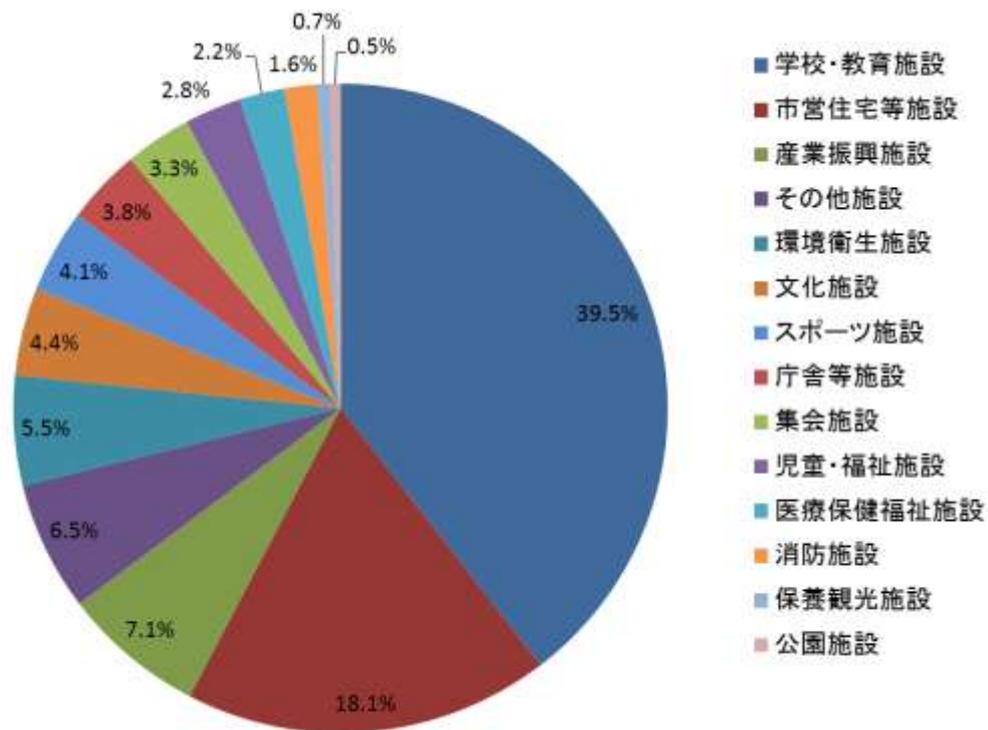
() 内は旧 6 町分

大分類	中分類	主な施設	平均築年数	計
庁舎等施設	庁舎	本庁舎	32.9	1(0)
	支所	山田支所ほか		7(6)
	出張所	鶴尾出張所ほか		21(0)
	連絡事務所	上西、塩江、大島青松園		3(3)
	事務所	市民活動センター、コミュニティ協議会連合会、高松市公文書館		3(1)
	サービスセンター	市民サービスセンター		1(0)
集会施設	公民館等	松島コミュニティセンター、高松市民防災センターほか	27.0	66(19)
	集会場	川東上文化センター、川島集会所ほか		45(33)
文化施設	図書館	中央図書館ほか	19.1	4(3)
	美術館	美術館、高松市塩江美術館		2(1)
	文化財保存施設	歴史資料館、菊池寛記念館、埋蔵文化財センターほか		11(7)
	ホール	文化芸術ホール、国分寺ホール		2(1)
スポーツ施設	総合運動公園	国分寺橘ノ丘総合運動公園、東部運動公園ほか	23.5	5(2)
	複合体育施設 (総合体育館・体育館併設温水プール)	総合体育館、かわなべスポーツセンターほか		4(2)
	単体体育施設 (武道場・漕艇場・ゲートボール場等)	ヨット競技場、市民プール、亀岡庭球場、庵治ゲートボール場、健康増進温浴施設、仏生山公園体育館ほか		22(13)

医療保健福祉施設	病院・診療所	国民健康保険女木診療所	19.9	1(0)
	健康増進 関連施設	香南ふれあい館、香南地域ふれ あいセンター		2(2)
	保健所等施設	保健所、保健センター、古高松 保健ステーション、地域包括支 援センターほか		12(6)
	総合福祉会館	総合福祉会館		1(0)
	老人福祉センタ ー	老人いこいの家、ふれあい福祉 センター勝賀ほか		18(5)
	通所高齢者 福祉施設	香南デイサービスセンター		1(1)
	通所障害者 福祉施設	どんぐり山作業所、ほのぼのワ ークハウス		2(2)
保養観光施 設	宿泊施設	塩江湯愛の郷センター宿泊施 設	19.4	1(1)
	キャンプ場	庵治太鼓の鼻オートキャンプ 場、竜王山キャンプ場		2(2)
	その他観光施設	香南楽湯、塩江湯愛の郷センタ ー、道の駅、奥の湯温泉ほか		12(10)
産業振興施 設	市場等	食肉センター、競輪場、卸売市 場ほか	32.2	5(2)
	研究・インキュベ ーション	創造支援センター		1(0)
	研修	高松テルサ		1(0)
市営住宅等 施設	市営住宅等施設	市営住宅	35.0	56(15)
消防施設	消防庁舎	消防局・北消防署庁舎、東消防 署、西消防署、南消防署、ほか	27.2	14(4)
	消防団・分団施 設等	東部分団消防団屯所ほか		96(36)
児童・福祉 施設	保育所	松島保育所ほか	26.5	35(10)
	児童館・児童セ ンター	新居児童館ほか		9(9)
	放課後児童 クラブ	国分寺南部放課後児童クラブ、 鬼無校区留守家庭児童会ほか		25(6)
	こども園	下笠居こども園ほか		5(4)

学校・教育施設	幼稚園	木太幼稚園ほか	32.1	25(8)
	小学校	新番丁小学校ほか		52(15)
	中学校	桜町中学校ほか		23(6)
	高等学校	高松第一高等学校		1(0)
	給食センター	朝日新町学校給食センター、山田学校給食共同調理場ほか		6(4)
	その他教育施設	生涯学習センター、総合教育センターほか		5(2)
	その他施設	外国語指導助手用住宅		1(1)
公園施設	街区公園	松島公園、木太宮前公園、野上公園、新居児童公園ほか	35.2	96(11)
	近隣公園	太田中央公園、御山公園、房前公園、月見ヶ原公園ほか		12(3)
	地区公園	中央公園、如意輪寺公園ほか		3(2)
	総合公園	仏生山公園、峰山公園		2(0)
	歴史公園	玉藻公園		1(0)
環境衛生施設	環境衛生施設	斎場、環境業務センター、クリーンセンター、衛生処理センターほか	16.6	27(15)
その他施設	書庫・倉庫	檀紙町水防倉庫ほか	20.4	27(9)
	駐車場・駐輪場等	シンボルタワー地下駐車場、栗林公園駅前自転車駐車場、市役所レンタサイクルポートほか		20(1)
	その他	墓地公園、香南産地形成促進施設ほか		21(13)
合 計			29.4	818(296)

図表 1 - 5 公共施設の延床面積の分類別割合



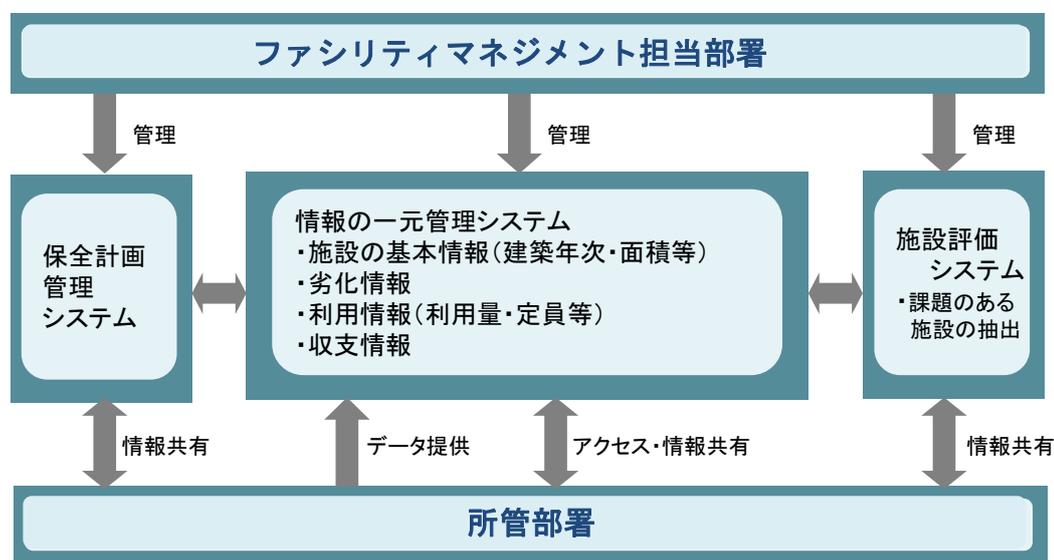
第2章 有効活用・再配置等の推進方法

1 情報の一元管理

施設を所管する各部署がそれぞれ管理している情報（管理運営費、利用実績等）を一元化し、情報の見える化・共有化に取り組みます。これにより、施設の置かれている状況を正確かつ客観的に把握し、市民のニーズと公共施設で提供されているサービスが合致しているか、施設の劣化がどの程度進行しているかなど、当該公共施設の「機能の適正さ」を把握することが可能となります。

施設情報は施設所管部署の協力の下、ファシリティマネジメント推進部署が情報システムを活用して効率的に集約・一元化を行うものとします。

図表2-1 情報一元管理



2 施設評価の実施

一元化したデータをもとに、施設機能が適切であるか評価を行います。施設評価は、一次評価、二次評価、総合評価という3段階に分けて、進めていくものとします。

(1) 一次評価

公共施設の機能を、品質（劣化状況）、供給（サービス提供状況）、財務（施設にかかるコスト）の3つの視点から評価します。顧客満足度調査等で用いられる分析手法の一つであるポートフォリオ分析を用いることとし、評価に用いるデータは、利用量や定員、施設ごとの収支額、劣化情報等であり、これらを3つの軸に沿って指標化します。

各施設の、指標化された評価項目点数を、同一施設分類ごとに、4つの区分で表示することにより、改善項目が明確になります。各評価項目と評価の観点、ポートフォリオ分析と分析結果のイメージは次のとおりです。評価結果は、次のA～Dで示されます。

図表 2-2 一次評価項目と評価観点及びポートフォリオ分析

評価項目	評価の観点
品質 (建物の劣化状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数からみた劣化状況はどうか ・ 当初の施設性能は維持できているか ・ 規模は適切か ・ 未利用又は無駄なスペースはないか
供給 (サービス提供状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの内容は適切か ・ 効率的に利用されているか ・ 利用しやすい施設となっているか ・ 施設へのニーズはあるか
財務 (コストの状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用年数とライフサイクルコストの試算⇒あと何年使用するのがコスト的に有利か ・ 当面必要とする修繕経費があるか ・ 維持管理経費は適切な水準にあるか ・ 利用料金の水準は適切か

【評価結果の項目】

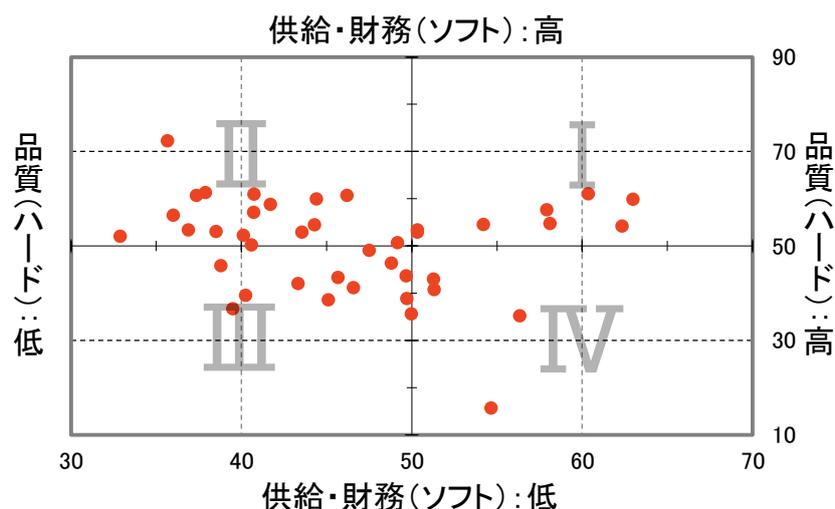
A : 継続

B : 改修・転用

C : 用途変更・移転

D : 廃止・統廃合

ポートフォリオ図（分析結果のイメージ）



※このイメージ図では、一方の軸を供給・財務を合わせた分析としていますが、公共施設には市民等の利用がほとんどない施設があることから、より現状に近い分析を行うため、本市では、品質（劣化状況）を横軸に、供給と財務を別々に縦軸に置いた2表を用いての分析を行います。

分析結果	方向性（分析結果から得られる解釈）
「Ⅰ」 品質：良好 供給・財務：良好	・ハード、ソフトともに機能に課題が少ない施設。
「Ⅱ」 品質：劣化 供給・財務：良好	・改修又は改築が必要であり、ハード面から見た機能に課題がある。 ・運営状況は良好であり、ソフト面から市民サービスとの乖離は少ない。
「Ⅲ」 品質：劣化 供給・財務：課題有	・改修又は改築が必要であり、ハード面から見た機能に課題がある。 ・利用が少ない、コストがかかりすぎている等の課題があり、ソフト面から市民サービスとの乖離が生じている可能性がある。
「Ⅳ」 品質：良好 供給・財務：課題有	・施設としては良好な状態にあるものの、利用が少ない、コストがかかりすぎている等の課題があり、ソフト面から市民サービスとの乖離が生じている可能性がある。

(2) 二次評価

一次評価の結果を踏まえ、抽出された課題を分析し、必要に応じて現地調査を行うとともに、データの確認や補正等を行います。その結果、他の施設との比較等により、課題として残っている項目の原因、対応策、それに係るコスト等のデータを元に、品質・供給・財務の観点からの施設評価を確定させます。

これが二次評価となります。評価結果の項目は、一次評価と同じものを用います。二次評価の結果が、そのまま施設への対応となるものではありません。

(3) 総合評価

二次評価結果を基礎データとして、一定の地域において施設が果たしている役割や、施設間の機能の重複、防災面での影響、まちづくりに関する関連計画等との整合など、それぞれの施設の置かれている地理的な特性や特別な事情などを考慮して、総合評価を行います。庁内で施設所管部署を交えた調整を行い、市民ニーズや学識経験者等の意見を参考とし、施設の最終的な方向性や今後の対応、目標使用年数等を検討します。この総合評価結果を元に、再編整備計画案を作成します。

3 施設機能再編整備の手順

公共施設の複合化や再配置等の再編整備は、次の手法・手順で検討を進めます。

(1) 施設再編を行う地域（エリア）区分

施設ごとに、地域（エリア）区分を設定します。施設機能を重視し、地域（エリア）区分における必要な施設の数量、配置を考えることで、施設の重複解消、規模や配置の適正化を図ります。

地域（エリア）区分	施設の配置基準等	例示
市域レベル	・市域全体で捉え、数量・配置を検討する施設	本庁舎、美術館、ホール、総合体育館など
ブロックレベル	・市域を複数のブロックに分けた地域（エリア）で捉え、数量・配置を検討する施設	消防署など
コミュニティレベル	・小学校区単位、コミュニティ単位で捉え、数量・配置を検討する施設	小中学校、保育所、コミュニティセンターなど
広域レベル	・隣接自治体、県と連携し、共同での利用を検討する施設	ごみ処理施設など

(2) 地域（エリア）区分を考慮した再編整備計画の検討

公共施設再編整備計画は、施設分類ごとに策定を行うこととしています。しかし、公共施設は、地域ごとに必要とされる機能や、地域で施設が果たすべき役割等を考慮して、配置・数量の適正化を考えることが重要です。特に、コンパクト・エコシティの集約拠点、拠点外に必要とされる施設の機能や配置などについては、将来のまちづくりの方向性を見据えた対応が求められます。

それぞれの施設分類ごとに、全体の機能が最適になるように検討を行います。図表2-3にあるようなマトリクス分析を行いながら、施設の複合化・多機能化を検討する必要があります。地域においても、その地域内にある公共施設の機能を最大限活用するということを目標に、それぞれの施設の再編整備を進めることが重要です。

そのため、再編整備計画では、施設分類ごとの検討に合わせて、地域において必要とされる施設の機能、規模、配置等の検討を行うこととしますが、複合化等の実施までに時間を要する場合は、施設ごとに設定する目標使用年数の中で、必要な調整を行うこととします。

図表2-3 施設分類と地域（エリア）区分を考慮した再編整備イメージ

施設分類	庁舎等	集会施設	文化施設	スポーツ	観光施設	保健施設	児童施設	学校	市営住宅
〇〇地域		☐ ☒	☐☐	☐ ☒ ☐	☐			☐	
〇〇地域	☐	☐☐ ☒ ← 廃止				☐	☐☐☐	☐☐	☐☐☐
〇〇地域		☐☐☐ ← 複合化					☐☐☐	☐☐	☐☐☐
〇〇地域	☐☐	☐☐☐	☐	☐ ☒		☐☐☐	☐☐☐	☐☐☐	
〇〇地域		☐☐			☐ ☒				
〇〇地域		☐☐☐	☐☐ ☒		☐☐ ☒		☐☐☐☐☐	☐☐☐	☐
〇〇地域		☒ ☐☐			☐☐			☐	☐☐
〇〇地域				☐☐	☐	☐	☐☐ ☒	☐	

エリア区分 ←市域レベル ←ブロックレベル ←コミュニティレベル

(3) 地域（エリア）区分ごとの再編整備イメージ

図表2-4は、庁舎の改築に伴う機能移転や文化ホールの統合に伴い、地域の同じ用途のコミュニティ施設を集約し、施設機能やサービスの維持を図りながら、施設総量を削減する計画の一例です。このように、それぞれの地域ごとに、公共施設の重複解消や機能の強化について、計画的に行っていくことが必要です。

図表 2-4 地域（エリア）区分ごとの再編整備イメージ



(4) 多機能化・複合化の検討

施設の機能再編整備においては、地域の実情に応じたサービスの維持を図るため、まず、施設の多機能化・複合化や用途変更の検討を行います。

単体建物の改修・改築のみならず、地域内の複数の施設について、複合化や共用化などを検討します。このことにより、スペースが余る施設と不足する施設間で補完し合い、利便性・機能性の維持・向上が期待できるように配慮を行う必要があります。

これらの公共施設適正化には、次のような手法があり、複数の手法を組み合わせる場合もあります。

○提供されるサービス・機能を維持する手法として、既存施設を改修して多機

能化・複合化、近接する同様な機能の施設を1施設にまとめる集約化、また、複合化・集約化を一括して行う手法があります。

- 人口減少、少子高齢化による社会ニーズの変化に対応するため、用途転用を行うことも有効です。
- 運用上の工夫により空き施設、空きスペースを有効活用し総量削減を図ることや、専用施設を共用施設に切り替えて、事業の実施時のみに活用することも有効です。
- 民間運営が適当な施設、民間と競合している施設は、売却等を検討します。
- 劣化が進んでいる施設、過剰となっている施設は、廃止等を検討します。
- 将来の修繕・更新経費が増大する見込みの施設、将来の機能変更が予想される施設は、改修、統廃合等の時期を想定した上で、適切な目標使用年数を設定し、それまでの間、維持管理を行います。

図表2-5 多機能化・複合化の検討手法

手法の例	現 状	実施後のイメージ
手法1 既存施設の複合化・集約化	<p>老朽化 A 老朽化 C 施設機能は事務所・集会所でほぼ同じ</p>	<p>改修による複合化・集約化</p>
手法2 集約化による多機能化	<p>集会施設 A 生涯学習施設 C コミュニティセンター B</p>	<p>スペースの効率化による多機能化</p>
手法3 用途転用による複合化	<p>機能の異なる施設が近接しており、利用状況に余裕がある</p>	<p>B施設を用途転用し、A施設の機能を移す</p>
手法4 専用施設から共用施設への切り替え	<p>施設に特化したサービスを個別に実施</p>	<p>統括事務所 E 施設を共同・相互利用 余剰施設は廃止</p>

第3章 施設分類ごとの有効活用・再配置等方針

(1) 全施設共通

設置目的と現状の分析
<ul style="list-style-type: none">本市の公共施設有効活用・再配置等方針の対象施設は、庁舎等施設、集会施設、文化施設など 818 施設、延床面積 1,386,768 m²となっている。対象施設の平均築年数は 29.4 年である。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画、立地適正化計画等関連計画との整合を図る。施設の複合化、配置の見直しに当たっては、拠点性や将来にわたって施設が果たすべき機能等について、検証を行った上で決定する。避難所指定を受けた施設は、代替施設の有無、地域の実情等を考慮した上で、目標使用年数及び今後の方向性を慎重に決定する。建設時の補助対象事業の要綱等により、財産処分の制限期間が設けられている施設は、変更手続き等が可能な場合を除き、原則として、制限期間を経過するまで継続使用する。賃借している施設は適切な時期を設定し、随時見直しを行う。新規整備は原則として実施しないが、社会情勢の変化等によりやむを得ず必要となった場合は、十分な検討を行ったうえで、真に必要なもののみ実施する。新規整備、更新（建て替え）に当たっては、PPP/PFIの視点を取り入れた検討を行う。

※ 次ページ以降、施設分類ごとの有効活用・再配置等方針【現状の分析】欄の記載について

- 「利用者数」、「年間コスト」については直近3ケ年（平成23年度～25年度）の平均値を記載したものです。
- 経費の支出（人件費）を伴わない施設及び会計上の処事情形により、コスト計算が困難な施設については、現状の分析におけるコスト計算は省略しています。
- 建物の築年数の算出は、棟別築年数×延床面積を合計し、加重平均の考えを採用しています。

用語解説

■ 新規整備

施設分類表（P7図表1－4大分類・中分類）に記載の無い新規施設を整備する場合又は、既存施設の需要増に対応するため新たに建設すること。

■ 更新（建て替え）

既存の建物を取り壊し、機能・規模を見直して新しく建物を建てること。

■ 継続使用

施設（建築物）を継続して保有し、使用すること。

(2) 庁舎等施設

対象施設
本庁舎、支所、出張所、事務所、市民サービスセンターなど
設置目的
・ 行政事務を行うとともに、市民に必要な行政サービスの提供を目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 本庁舎は1施設（面積 34,191 m²、築年数 35 年）、支所は7施設（平均面積 2,333 m²、平均築年数 30 年）、出張所は21施設（平均面積 26 m²、築年数 23 年）、連絡事務所は3施設（平均面積 65 m²、平均築年数 21 年）、事務所は3施設（平均面積 272 m²、平均築年数 33 年）、サービスセンターは1施設を賃貸している。➤ 利用者数（一日に訪れる人 ※庁舎、支所、サービスセンターは、市民課窓口対応件数等）は、平均で庁舎 940 人、支所 20 人、出張所 34 人、連絡事務所 5 人、サービスセンター44 人である。施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均で、庁舎 260 千円、支所 152 千円、出張所 644 千円、連絡事務所 83 千円、事務所 65 千円である。➤ 築年数の経過により老朽化が進んでいる施設は、安全性確保等を優先しながら、適切な保全を行う必要がある。また、利用者数が他の施設に比べて少ない施設については、中長期的には市民ニーズ等の有無を再確認し、その配置を検討する必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 既存施設は、原則として継続使用の対象とする。✚ 長寿命化対策を実施する施設については、将来の施設機能の変動予測等を踏まえて検討する。✚ 建て替えや長寿命化改修に当たっては、施設複合化を検討する。✚ 未利用スペースについては、他の用途への転用、共用施設としての活用その他、民間事業者等への貸付け等を検討する。✚ 施設機能の拡大等が必要となった場合は、まず、既存施設の有効活用等を検討し、やむを得ない場合は建て替えを検討する。
再編に関連する個別計画等
◇ 地域行政組織再編計画

(3) 集会施設

対象施設
コミュニティセンター、文化センター、集会所、高松市民防災センターなど
設置目的
・ 地域住民によるまちづくり活動の場、生涯学習及び地域福祉の推進に資するための諸活動の場及び集会、レクリエーション等の交流の場の提供を目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 公民館等は 66 施設（平均面積 526 m²、平均築年数 26 年）、集会場は 45 施設（平均面積 240 m²、平均築年数 29 年）を保有している。➤ 利用者数（一日に訪れる人）は、平均で公民館等 51 人、集会場 10 人である。施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均で公民館等 38 千円、集会場 10 千円である。➤ 築年数の経過により老朽化が進んでいる施設については、快適で便利な利用が可能となるよう適切な保全を行う必要がある。また利用者数が他の施設に比べて少ない施設については、ニーズ等の有無を再度確認し、その存続や再配置を検討する必要がある。再配置に当たっては、利便性が高まる場所への移転、近隣の余裕施設へ統合移転するなど多様な整備手法を検討すべきである。➤ コスト縮減等運営の効率化を検証する必要がある。費用対効果から、利用の少ない施設については、廃止・統廃合の検討や、地元への譲渡等を検討する必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ コミュニティセンターは継続使用の対象とし、将来の施設機能の変動予測を踏まえ、長寿命化・更新（建て替え）等の対応を検討する。✚ コミュニティセンターの更新に当たっては、他の機能との複合化を含め、社会状況の進展に応じた対応方針を検討する。✚ 集会施設は、新規整備は行わない。ただし、施設の劣化状況、利活用状況等を踏まえ、長寿命化対策を実施する施設と、適切な維持管理により目標使用年数まで継続する施設に分類する。また、必要に応じ、機能の移転（集約化）、地元への譲渡、廃止を検討する。
再編に関連する個別計画等
◇ 文化センター・児童館改修計画

(4)文化施設

対象施設
図書館、美術館、歴史資料館、菊池寛記念館、ホールなど
設置目的
・ 市民の知識、教養、文化の向上・発展に資することを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 図書館は4施設（平均面積3,911㎡、平均築年数23年）、美術館は2施設（平均面積5,383㎡、平均築年数26年）、文化財保存施設は11施設（平均面積1,001㎡、平均築年数28年）、ホールは2施設（平均面積11,711㎡、平均築年数9年）を保有している。➤ 利用者数（一日に訪れる人）は、平均で美術館235人、文化財保存施設78人、ホール529人である。図書館では1館当たり一日平均で1,921冊を貸し出している。施設にかかる1㎡あたりの年間コストは、平均で図書館27千円、美術館24千円、文化財保存施設50千円、ホール11千円である。➤ 文化の伝承や、文化振興に資する施設については引き続き、運営の効率化を図り、適切に長寿命化を図っていく必要がある。➤ 県や近隣地方公共団体又は民間の施設と機能が重複するものについてはその役割の見直しを検討する必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 既存施設は、施設の劣化状況、利活用状況等を踏まえ、適切な維持管理により目標使用年数まで継続使用する。✚ 文化活動等の拠点性が高い施設、他に代替機能のない施設については、継続使用の対象とする。ただし、状況変化が生じた場合には対応を検討する。✚ 更新（建て替え）は、将来の施設機能等を十分に検討し、真に必要とされるもののみ実施する。
再編に関連する個別計画等

(5) スポーツ施設

対象施設
総合運動公園、複合体育施設(総合体育館・体育館併設温水プール)、単体体育施設(漕艇場・ゲートボール場等)など
設置目的
・ スポーツ及びレクリエーションの振興並びに市民発展に寄与するために文化教養、健康増進等を目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 総合運動公園は5施設(平均面積2,528㎡、平均築年数22年)、複合体育施設は4施設(平均面積7,239㎡、平均築年数25年)、単体体育施設は22施設(平均面積717㎡、平均築年数22年)、を保有している。➤ 利用者数(一日に訪れる人)は、平均で総合運動公園355人、複合体育施設541人、単体体育施設95人である。施設にかかる1㎡あたりの年間コストは、平均で総合運動公園8千円、複合体育施設11千円である。➤ 市で唯一の機能を持つ施設、スポーツ公園として整備された施設、今後の大規模スポーツイベントへの対応等で必要となる施設については、当面は機能維持し、適切な保全を行っていくが、同一用途の施設に比べて、利用が少ない施設、コストの高い施設は、運営の効率性を検証する必要がある。また、中長期的なニーズを見定め、廃止や民間への売却・事業委託、同一用途の施設の統合による規模縮小などを検討する必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 機能の維持・変更・強化を図る必要のある施設は、費用対効果等を踏まえ、長寿命化・更新(建て替え)等の対応を検討する。✚ 利用実態等を考慮し、効果的・効率的な配置等を検討する。✚ 民間と競合する施設、民間の運営が適切である施設は、売却等を検討する。✚ 公園施設として整備したスポーツ施設については、公園施設長寿命化計画に基づき対応を検討する。
再編に関連する個別計画等
<ul style="list-style-type: none">◇ 高松市立ヨット競技場再整備事業◇ 屋島陸上競技場再整備基本計画◇ 高松市南部地域スポーツ施設(仮称)整備基本構想◇ 公園施設長寿命化計画

(6) 医療保健福祉施設

対象施設
保健所、保健センター、地域包括支援センター、診療所、総合福祉会館、ふれあい福祉センター勝賀、老人いこいの家など
設置目的
<ul style="list-style-type: none">医療体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者などを対象に、各種の相談・生活指導・機能回復訓練などの事業を実施し、広く市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">▶ 病院・診療所は1施設（平均面積193㎡、築年数47年）、健康増進関連施設は2施設（平均面積180㎡、平均築年数13年）、保健所等施設は12施設（平均面積1,567㎡、平均築年数15年）、総合福祉会館は1施設（面積6,098㎡、築年数32年）、老人福祉センターは18施設（平均面積225㎡、平均築年数18年）、通所高齢者福祉施設は1施設（面積357㎡、築年数12年）、通所障害者福祉施設は2施設（平均面積286㎡、平均築年数47年）を保有している。▶ 利用者数（一日に訪れる人）は、平均で健康増進関連施設27人、老人福祉センター27人である。施設にかかる1㎡あたりの年間コストは、平均で健康増進関連施設1千円、保健所等施設102千円、総合福祉会館11千円、老人福祉センター2千円である。▶ 築年数が経過し老朽化が進んでいると考えられる施設は、引き続き適切な保全を行い、安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。▶ 健康増進関連施設、老人福祉センターについては、利用が少なくコストが高いもの、且つ老朽化が進展しているものについては、その存廃も含め検討を行う必要がある。老人医療保険や介護保険等、国の施策に基づき事業を実施している施設については事業を持続させていく必要があるが、必ずしも施設にこだわらない行政サービスの展開や、他の施設との複合化により効率化を図り、コスト削減を目指すことを検討していくべきである。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 医療・保健・福祉活動の拠点性が高い施設など、重要施設は継続使用の対象とする。✚ 継続使用する施設のうち、機能の変更・強化を図る必要のある施設は、費用対効果等を踏まえ、長寿命化改修・更新（建て替え）等の対応を検討する。✚ 老朽化し耐震化が困難な施設は、廃止等を検討する。
再編に関連する個別計画等
◇ 高松市地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合整備方針

(7) 保養観光施設

対象施設
キャンプ場、香南楽湯、奥の湯公園、塩江湯愛の郷センター、道の駅、温泉など
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 市民や観光客に保養や憩い、レクリエーションの場等を提供し、市民福祉の増進、産業及び観光の振興を図ることを目的とする。・ 本市に来訪する旅行者に対し、観光案内その他旅行に関する情報の提供等を行い、旅行者の利便の増進に資することを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 宿泊施設は1施設（面積842㎡、築年数40年）、キャンプ場は2施設（平均面積150㎡、平均築年数14年）、その他観光施設は12施設（平均面積672㎡、平均築年数17年）を保有している。➤ 利用者数（一日に訪れる人）は、平均で宿泊施設3人、キャンプ場14人、その他観光施設は240人である。施設にかかる1㎡あたりの年間コストは、平均で宿泊施設7千円、キャンプ場1千円、その他観光施設は23千円である。➤ 観光の拠点や産業振興に大きく寄与している施設も多く、それらは運営改善を行いながら有効活用、長寿命化を図っていく必要がある。➤ 利用の少ない施設や、民間等で同様のサービスを提供できるものについては、施設の在り方を見直していく必要がある。➤ 今後も維持していく施設については、引き続き適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 観光振興活動等の拠点性が高い施設などは継続使用の対象とする。ただし、長寿命化対策の実施は、将来の施設機能の変更、陳腐化への対応等、必要性を判断して施設ごとに検討する。✚ 民間と競合する施設、民間の運営が適切である施設は、売却等を検討する。✚ 利用者が減少傾向にあり、老朽化が進んでいる施設は廃止を検討する。✚ 更新（建て替え）は将来の施設機能等を十分に検討し、真に必要とされるもののみ実施する。
再編に関連する個別計画等
◇ 屋島山上拠点施設基本構想

(8) 産業振興施設

対象施設
食肉センター、競輪場、卸売市場、高松テルサなど
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに円滑な食肉の流通に寄与することを目的とする。・ 自転車競技法に基づく公営競技を行うことを目的とする。・ 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資することを目的とする。・ 勤労者の教養・文化・研修・スポーツの場として、また、会議室、宿泊室、ホール、レストラン等を有する複合施設として、勤労者の福祉の充実と勤労意欲の向上を図ることを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 市場等を5施設（平均面積 16,640 m²、平均築年数 34 年）、研究・インキュベーション施設を1施設（面積 126 m²、築年数 59 年）、研修施設を1施設（面積 14,850 m²、築年数 19 年）保有している。➤ 利用者数（一日に訪れる人）は、平均で市場等 533 人、研修施設 1,023 人である。施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均で市場等 50 千円、研修施設 5 千円である。➤ 市場等については、事業を継続していく必要があるが、将来の事業環境を見据えて、民間活用や機能の統合、施設の余裕スペースの有効活用による収益確保など、多様な施設整備を検討していくことが望まれる。また、研修施設は、運営改善や施設の有効活用方策を検討する必要がある。➤ 今後も引き続き維持していく施設については、適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 産業振興活動等の拠点性が高い施設などは継続使用の対象とする。ただし、長寿命化対策の実施は、将来の施設機能の変更、陳腐化への対応等、必要性を判断して施設ごとに検討する。✚ 民間と競合する施設、民間の運営が適切である施設は、売却等を検討する。✚ 更新（建て替え）は将来の施設機能等を十分に検討し、真に必要とされるもののみ実施する。
再編に関連する個別計画等

(9) 市営住宅等施設

対象施設
市営住宅
設置目的
<ul style="list-style-type: none">健康で文化的な生活を営むために必要な住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">市営住宅は 56 施設（平均面積 4,487 ㎡、平均築年数 35 年）を保有している。入居戸数は平均で 59 戸、入居率は平均で 85.4%である。今後も引き続き維持していくために、計画的に適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。老朽化が著しく進む施設については、将来の入居に対する中長期的なニーズや民間住宅への代替可能性を検討しつつ、その存続について検討する必要がある。
施設再編の考え方
<p>✚ 既存施設は、原則として継続使用の対象とする。ただし、市営住宅長寿命化計画の見直しに合わせ、入居率の低い住宅との調整や民間住宅への代替可能性など改めて検証し、施設ごとの活用手法（更新（建て替え）、全面的改善、個別改善、維持保全、用途廃止）について検討する。</p>
再編に関連する個別計画等
<ul style="list-style-type: none">◇ 高松市市営住宅長寿命化計画◇ 高松市市営住宅ストック総合活用計画

(10) 消防施設

対象施設
消防庁舎、消防団屯所など
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを目的とする。・ 消防団は、地域に密着し、火災はもとより、台風や豪雨などの風水害さらには、大規模地震まで様々な災害に対応するなど、地域防災力の中核をなすことを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 消防庁舎は 14 施設（平均面積 1,073 ㎡、平均築年数 28 年）、消防団・分団施設等は 96 施設（平均面積 74 ㎡、平均築年数 26 年）を保有している。➤ 施設に係る 1 ㎡あたりの年間コストは、平均で消防庁舎 334 千円、消防団・分団施設等 4 千円である。➤ 今後も引き続き維持していくために、計画的に適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 原則として継続使用の対象とする。ただし、将来の施設機能の変動予測を踏まえ、長寿命化対策を実施する施設と、適切な維持管理を継続する施設に分類する。✚ 更新（建て替え）、配置の見直しに当たっては、消防署所適正配置計画の取組内容を踏まえて実施する。✚ 消防団屯所は、地域の実情、歴史的経緯、設置状況、施設の劣化状況等を踏まえ、継続使用、機能の移転（集約化）、複合化を検討する。
再編に関連する個別計画等
◇ 消防署所適正配置計画

(11) 児童・福祉施設

対象施設
保育所、こども園、児童館・児童センター、放課後児童クラブなど
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育することを目的とする。・ 教育と保育を一体的に行うことを目的とする。・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。・ 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は、情操を豊かにすることを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 保育所は 35 施設（平均面積 688 ㎡、平均築年数 32 年）、こども園は 5 施設（平均面積 1,642 ㎡、平均築年数 17 年）、児童館・児童センターは 9 施設（平均面積 380 ㎡、平均築年数 25 年）、放課後児童クラブは 25 施設（平均面積 139 ㎡、平均築年数 10 年）を保有している。➤ 園児・児童数は、平均で保育所 105 人、こども園 96 人、児童館・児童センター 55 人、放課後児童クラブ 69 人である。施設にかかる 1 ㎡あたりの年間コストは、平均で保育所 105 千円、こども園 80 千円、児童館・児童センター 24 千円、放課後児童クラブ 37 千円である。➤ 他施設と近接しているもの、空スペースに有効活用が図れるもので、相乗効果が期待できるものについては、築年数が新しいものであっても、複合化を検討していくことが望ましい。➤ 今後も引き続き維持していく施設については、引き続き適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ ニーズが高い施設や代替性のない施設など、重要施設は継続使用の対象とする。ただし、今後の地域ごとのニーズの動向を見極める中で在り方を検討する。✚ 施設の更新（建て替え）に当たっては、配置、機能の見直し、複合化及び長寿命化対策を検討する。✚ 集会施設として利用されている施設は、集会施設と同様に今後の方向性を決定する。
再編に関連する個別計画等

(12) 学校・教育施設

対象施設
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、給食センター等、その他教育施設など
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うことを目的とする。・ 児童、生徒、学生など（被教育者）に対し、一定の教材（知識、技術など）を用いて、組織的、計画的、継続的に、教育を行うことを目的とする。・ 児童生徒に対する学校給食の合理的運営を図ることを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 幼稚園は 25 施設（平均面積 760 m²、平均築年数 33 年）、小学校は 52 施設（平均面積 5,827 m²、平均築年数 34 年）、中学校は 23 施設（平均面積 8,258 m²、平均築年数 29 年）、高等学校は 1 施設（面積 19,470 m²、築年数 41 年）、給食センター等は 6 施設（給食センター 1・給食共同調理場 5）（平均面積 992 m²、平均築年数 17 年）、その他教育施設は 5 施設（平均面積 2,112 m²、平均築年数 30 年）、その他施設は 1 施設（面積 84 m²、築年数 18 年）を保有している。➤ 園児・児童・生徒数は、平均で幼稚園 89 人、小学校 449 人、中学校 513 人、高等学校 908 人、利用者数（一日に訪れる人）は、平均でその他教育施設 45 人である。施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均で幼稚園 46 千円、小学校 6 千円、中学校 3 千円、高等学校 27 千円、給食センター等 108 千円、その他教育施設 145 千円である。➤ 小・中学校において、児童・生徒 1 人あたりの施設の面積にはばらつきがあり、小規模校ほどその値が大きい。今後規模の見直しが必要となることも考えられる。➤ 小・中学校においては、学区の中長期的な人口動態を踏まえつつ、面積に比較的余裕のある学校については、地域との連携強化を踏まえた複合化等の対応を目指していくことが望ましい。➤ 給食センター等は、将来的な配食ニーズを見定めつつ、中長期的には再配置や統合等を検討する必要がある。➤ その他教育施設は、教育を取り巻く環境変化を見据えて、将来的にはその役割の見直しや、民間施設の活用なども検討していく必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 原則は継続使用の対象とし、施設状況調査の結果、長寿命化が可能な施設については対策を実施し、それ以外の場合は、適切な維持管理により目標使用年数まで使用する。✚ 施設の更新（建て替え）に当たっては、地域の実情などを十分に検証した上で、配置・規模の見直しや複合化等を検討する。✚ その他教育施設については、配置・規模・機能の見直しを検討し、拠点性が高いなど、重要施設は継続使用とするが、長寿命化対策の対象とはしない。
再編に関連する個別計画等
<ul style="list-style-type: none">◇ 高松第一高等学校校舎改築基本計画◇ 高松市学校給食調理場整備指針

(13) 公園施設

対象施設
街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、歴史公園など
設置目的
<ul style="list-style-type: none">公園等は、都市における緑のオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民の安らぎの憩いの場として、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設とすることを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">本市の都市公園等は、287 公園あり、一部の公園に管理事務所、トイレが設置されている。街区公園（トイレ）は 96 施設（平均面積 12 m²）、近隣公園（管理事務所）は 12 施設（平均面積 122 m²）、地区公園（管理事務所）は 3 施設（平均面積 75 m²）、総合公園（管理事務所）は 2 施設（平均面積 695 m²）、歴史公園（管理事務所）は 1 施設（面積 2,827 m²）を保有している。施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均で街区公園 36 千円、近隣公園 24 千円、地区公園 5 千円、総合公園 35 千円、歴史公園 19 千円である。今後も引き続き維持していくために、計画的に適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">本市の 1 人当たりの都市公園面積は、全国平均・県平均と比べて低い水準にあることから、第二次高松市緑の基本計画に沿って公園整備を実施する。公園内に設置している便益施設については、公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を継続する。管理事務所については、集会施設としての施設の再編を検討する。
再編に関連する個別計画等
<ul style="list-style-type: none">◇ 第二次高松市緑の基本計画◇ 公園施設長寿命化計画

(14) 環境衛生施設

対象施設
斎場、環境業務センター、クリーンセンター、衛生処理センターなど
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、適切に火葬を行うとともに、故人の最後の見送りの場を提供することを目的とする。・ 清掃工場用地をごみ収集基地等として再整備を行い、事務所棟及び車庫等を整備し、ごみ収集基地とすることを目的とする。・ ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを利用した発電設備や隣接する温水プールへ温水供給などを行なえるごみ処理施設、また、廃棄物再生利用施設・計量棟、リサイクル体験学習ができる管理棟と埋立処分地とすることを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 環境衛生施設は 27 施設（平均面積 2,802 m²、平均築年数 17 年）を保有している。➤ 施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均 3,135 千円である。➤ 今後も引き続き維持していくために、計画的に適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。
施設再編の考え方
 原則として継続使用の対象とする。ただし、将来の施設機能の変動予測を踏まえ、長寿命化対策を実施する施設と、適切な維持管理を継続する施設に分類する。
再編に関連する個別計画等

(15) その他施設

対象施設
書庫・倉庫、駐車場・駐輪場など
設置目的
<ul style="list-style-type: none">・ 水防活動に必要な水防資機材（土のう袋、シート、ロープ、杭など）を備蓄するために設置することを目的とする。・ 道路交通の円滑化及び自動車、自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図ることを目的とする。
現状の分析
<ul style="list-style-type: none">➤ 書庫・倉庫は 27 施設（平均面積 186 m²、平均築年数 29 年）、駐車場・駐輪場等は 20 施設（平均面積 5,204 m²、平均築年数 20 年）、その他は 21 施設（平均面積 294 m²、平均築年数 16 年）を保有している。➤ 施設にかかる 1 m²あたりの年間コストは、平均で書庫・倉庫 1 千円、その他 1 千円である。➤ 書庫・倉庫は効率的な保管に努めることにより全体の面積を縮減させることが必要である。比較的面積の余裕のある倉庫に他施設の収納物を集約する、民間の倉庫を賃借するなどの方策を検討することが必要である。➤ 駐車場・駐輪場は、今後も引き続き維持していくために、計画的に適切な保全を行い安全性確保・機能性低下を抑止していく必要がある。➤ その他は、それぞれの施設の役割を検証し、必要に応じてそのあり方を検討することが望ましい。
施設再編の考え方
<ul style="list-style-type: none">✚ 原則として書庫・倉庫は、継続使用の対象とする。ただし、他の施設の空きスペースの活用や複合化・集約化など、対応を検討する。✚ 駐車場・駐輪場は、継続使用の対象とするが、長寿命化対策については、施設ごとに将来の必要性、必要な規模等を十分に検討した上で、方向性を決定する。
再編に関連する個別計画等
◇ 高松市立駐車場中期経営計画